第二十号様式別表十四（用紙日本工業規格A4（第十条関係））

控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は連結事業年度	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
当期分					
計					

法人名

第二十号様式別表十四の二（用紙日本工業規格A4（第十条関係））

個別帰属還付税額の控除明細書

事業年度又は連結事業年度	個別帰属還付税額 ①	既に控除を受けた額 ②	控除未済額 ①－② ③	当期控除額 ④	翌期繰越額 ⑤
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	円	円	円	円	円
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで					
当期分					
計					

法人名

第十一条の二に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）の利益の配当又は第十二条の二に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（以下「投資法人」という。）の金銭の分配（以下「利益の配当等」という。）の額のうち、同法第二条第十三項に規定する投資口（以下「投資口」という。）を有する者に対する利益の配当等の額（以下「投資口に対する利益の配当等の額」という。）が、当該利益の配当等の額の計算期間の末日において当該投資口を有する者が当該投資口を有する期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合における当該超える部分の金額は、同法第二条第十三項に規定する投資口の払戻しに係る金銭の額（以下「投資口の払戻金額」という。）とする。

第二十号様式別表二の二記載要領1中「並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額」を削り、「若しくは第15項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第114号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項」を「又は第15項」に改め、「又は第21号様式」を削り、同様式別表二の二記載要領2中「又は第21号様式」を削り、同様式別表二の二記載要領3及び同様式別表二の二記載要領4中「（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）」を削る。

第二十号様式別表二記載要領1及び同様式別表二記載要領2中「又は第21号様式」を削り、同様式別表二記載要領4(1)中「第48条の13第22項」を「第48条の13第19項」に改め、同様式別表二記載要領4(2)中「第48条の13第31項」を「第48条の13第26項」に改める。

第二十号様式別表四記載要領2中「又は第21号様式」を削り、同様式別表四記載要領5(2)中「第48条の13第19項」を「第48条の13第16項」に改める。

第二十号様式別表四の二記載要領2中「又は第21号様式」を削る。

第二十号様式別表四の二記載要領1中「第48条の13第19項」を「第48条の13第16項」に改める。

第二十号様式別表四の二の四記載要領1中「第48条の13第22項」を「第48条の13第19項」に改める。

第二十号様式別表四の二の五記載要領1中「第48条の13第31項」を「第48条の13第26項」に改める。

第二十号様式別表四の二記載要領中「、第21号様式、第22号様式」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式を次のように改める。

第二十一号様式　削除

第二十二号の二様式の表中「みなし配当の25%相当額の控除額　③」を「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額　③」に改め、

「

法人税法第100条の規定による所得税額の控除額 ⑥
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額 ⑦

」

を削り、「差引計①+②−③−④+⑤+⑥+⑦　⑧」を「差引計①+②+③−④+⑤　⑥」に改め、同様式記載要領1及び同様式記載要領2中「、第20号の2様式、第21号様式又は第22号様式」を「又は第20号の2様式」に改め、同様式記載要領3中「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑦」を「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」に、「差引計⑧」を「差引計⑥」に改め、同様式記載要領5中「差引計⑥」を「差引計⑧」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散を除く。次項において同じ。）が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税に係るこの省令による改正前の地方税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第八号様式、第九号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式については、なお従前の例による。

2　法人の平成二十二年九月三十日以前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）に係る旧規則第八号様式及び第九号様式については、なお従前の例による。